

年発 0 3 2 4 第 9 号
平成 2 6 年 3 月 2 4 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

「厚生年金基金の事業運営について」の一部改正について

厚生年金基金における事業運営についての基準及び監事の監査の基準は、「厚生年金基金の事業運営について」（昭和 41 年 11 月 30 日年発第 549 号）の別紙「厚生年金基金の事業運営基準」及び「厚生年金基金監事監査規程要綱」により取り扱われているところであるが、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）が施行されることに伴い、下記のとおり改正したので、貴管下の厚生年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

記

「厚生年金基金の事業運営について」（昭和 41 年 11 月 30 日年発第 549 号）の一部を次のように改める。

- 1 別紙「厚生年金基金の事業運営基準」の第九の三「受給権者についても、可能な限り、加入員と同様の措置を講ずるよう努める必要があること。」を「受給権者についても、加入員と同様の措置を講ずる必要があること。」に改める。
- 2 別紙「厚生年金基金監事監査規程要項」の「厚生年金基金監事監査関係資料」の「四 決算関係監査調書」及び「五 「監事意見書」の記載例」を別添のとおり改める。
- 3 1 及び 2 の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

決 算 関 係 監 査 調 書

実施日時 平成 年 月 日 時～ 時
場 所

立会人署名印

監 事

監 事



1. 財務及び会計規程及びその運用

財務会計規程の制定		平成 年 月 日
事 項	該当の有無	内 容
資 産	固 定 資 産 保管の状況	適 ・ 否
	放棄・交換等	適 ・ 否
債 権	掛金等債権管理の状況	適 ・ 否
出 納	出 納 員 の 任 命	適 ・ 否
	交 替	適 ・ 否
	交替の手續	適 ・ 否
	事 故 の 発 生	
	日 常 の 処 理	適 ・ 否
	現 金 の 取 扱	適 ・ 否
	手許保管現金	適 ・ 否
	保管現金高	適 ・ 否
	領 収 証 書 の 交 付	適 ・ 否
	〃 の 領 収	適 ・ 否
支 払 い の 方 法	小 切 手 払	適 ・ 否
	現 金 払	適 ・ 否

事 項		該当の有無	内 容
契 約	併 用		適 ・ 否
	小 切 手 の 取 扱		適 ・ 否
	隔 地 払		適 ・ 否
	前 金 払		適 ・ 否
	概 算 払		適 ・ 否
	物 品 の 管 理		適 ・ 否
	一 般 競 争 契 約		
	そ の 状 況		適 ・ 否
	指 名 競 争 契 約		
	そ の 状 況		適 ・ 否
随 意 契 約			
そ の 状 況		適 ・ 否	
経 理	勘 定 区 分		適 ・ 否
	勘 定 科 目		適 ・ 否
	会 計 伝 票		適 ・ 否
	会 計 帳 簿		
	総 勘 定 元 帳		適 ・ 否
	元 帳 補 助 簿		適 ・ 否
	照 合 突 合 状 況		適 ・ 否

(注) 「該当の有無」欄には、該当するものにレを付すること。

2. 業務報告書

事 項		内 容
庶 務	代 議 員 及 び 理 事	適 ・ 否
	代 議 員 会 開 催	適 ・ 否
	理 事 会 開 催	適 ・ 否
	事 務 組 織 等	適 ・ 否
適 用	企業、設立事業所及び加入員の概況	適 ・ 否
	加入員資格喪失事由別調	適 ・ 否
給 付	老 齡 年 金 給 付 の 裁 定	
	・年金	適 ・ 否
	・選択一時金	適 ・ 否
	遺 族 給 付 金 の 裁 定	
	・年金	適 ・ 否
	・一時金	適 ・ 否
	障 害 給 付 金 の 裁 定	
	・年金	適 ・ 否
・一時金	適 ・ 否	
	脱 退 一 時 金 の 裁 定	適 ・ 否
経 理	固 定 資 産	適 ・ 否
	減 価 償 却 費 明 細	適 ・ 否
	有 価 証 券	適 ・ 否
	繰 越 金	適 ・ 否
	引 当 金	適 ・ 否
	借 入 金	適 ・ 否
	貸 付 金	適 ・ 否
	未 払 金 及 び 預 り 金	適 ・ 否
支 出 実 績	適 ・ 否	

3. 会計帳簿

項目		有	無	内 容
総勘定元帳				適・否
総勘定元帳補助簿	現金出納帳			適・否
	預貯金出納帳			適・否
	有価証券台帳			適・否
	固定資産台帳			適・否
	借入金台帳			適・否
	債権管理簿			適・否
	支出実績簿			適・否
その他の (給付費等明細簿)			適・否	
()			適・否	

4. 財務諸表

項目		有無	内 容
貸借対照表			適・否
損益計算書			適・否
責任準備金及び最低積立基準額の明細書並びに同附属書			適・否
剰余金の処分又は不足金の処理の方法を示した書類			適・否
貸借対照表 附属書	未収金明細書		適・否
	固定資産明細書		適・否
	未払金明細書		適・否
	預り金明細書		適・否
	支払備金明細書		適・否
損益計算書 附属書	掛金等収入明細書		適・否
	費用計上不足額明細書		適・否
	収益計上超過額明細書		適・否
	費用計上超過額明細書		適・否
	収益計上不足額明細書		適・否
	雑収入明細書		適・否
業 務 報 告 書	固定資産		適・否
	減価償却費明細		適・否
	有価証券		適・否
	繰越金		適・否
	引当金		適・否
	借入金		適・否
	貸付金		適・否
	未払金及び預り金		適・否
	業務会計支出実績		適・否
福祉施設会計支出実績		適・否	

項 目	確 認 方 法							意 見
	実査	証拠書 突合	帳簿 突合	計算 突合	書類 閲覧	規程 閲覧	質問説 明聴取	
共済資産に係る当期運用収益・損失								
投資資産に係る当期運用収益・損失								
掛 金 等 収 入								
受 換 金								
制 度 間 受 換 金								
脱退一時金相当額受入金								
政 府 負 担 金								
給 付 現 価 負 担 金								
費 用 計 上 不 足 額								
収 益 計 上 超 過 額								
不 納 欠 損								
業 務 会 計 へ の 繰 入 金								
福 祉 施 設 会 計 へ の 繰 入 金								
費 用 計 上 超 過 額								
収 益 計 上 不 足 額								
雑 収 入								
業 務 会 計 か ら の 受 入 金								
福 祉 施 設 会 計 か ら の 受 入 金								

(業務経理業務会計)

項 目	確 認 方 法							意 見
	実査	証拠書 突合	帳簿 突合	計算 突合	書類 閲覧	規程 閲覧	質問説 明聴取	
現 金								
預 貯 金								
未収事務費掛金								
未 収 金								
有 価 証 券								
土 地								
建 物 及 び 工 作 物								
車 両								
器 具 及 び 備 品								
電 話 加 入 権								
権 利 金 敷 金								
前 払 金								
預 り 金								
引 当 金								
未 払 金								
未払業務委託費								
未払コンサルティング料								
未払指定年金数理人費								
長 期 借 入 金								
基 本 金								
当年度剰余金(又は不足金)								

6. 監査質問書

監査 項目	質問	平成 年 月 日	質問した 監事	氏名 (印)
	回答	平成 年 月 日		
質 問 事 項	回 答	回 答 者		
		役職氏名 (印)		

「監事意見書」の記載例

1. 適正と認められる場合

〇〇〇〇厚生年金基金の平成 年 月 日から平成 年3月31日までの第 事業年度の貸借対照表、損益計算書、責任準備金及び最低積立基準額の明細書並びに同附属書、剰余金の処分又は不足金の処理の方法を示した書類、貸借対照表附属書、損益計算書附属書並びに業務報告書について監査を行った結果、これらの財務諸表は、平成 年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の運営実績を適正に表示しているものと認められ、この基金が制定している財務及び会計規程並びにその運用は、法令及び厚生年金基金決算事務取扱基準に準拠しているものと認められた。

平成 年 月 日

〇〇〇〇厚生年金基金

監事

印

監事

印

2. 不備な点もあるが適正と認められる場合

〇〇〇〇厚生年金基金の平成 年 月 日から平成 年3月31日までの第 事業年度の貸借対照表、損益計算書、責任準備金及び最低積立基準額の明細書並びに同附属書、剰余金の処分又は不足金の処理の方法を示した書類、貸借対照表附属書、損益計算書附属書並びに業務報告書について監査を行った結果、これらの財務諸表は、下記の事項を除き平成 年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の運営実績を適正に表示しており、この基金が制定している財務及び会計規程並びにその運用が法令及び厚生年金基金決算事務取扱基準に準拠しているものと認められた。

記

(参 考 例)

1. 支払備金の計上額が決算事務取扱基準に適合しない。
2. 延滞金の一部について調査決定が行われていない。
3. 毎月末において月計表と会計帳簿との突合確認が行われていない。

平成 年 月 日

〇〇〇〇厚生年金基金

監事

印

監事

印

3. 不適正な場合

〇〇〇〇厚生年金基金の平成 年 月 日から平成 年3月31日までの第 事業年度の貸借対照表、損益計算書、責任準備金及び最低積立基準額の明細書並びに同附属書、剰余金の処分又は不足金の処理の方法を示した書類、貸借対照表附属書、損益計算書附属書並びに業務報告書について監査を行った結果、下記事項が認められ、これらの事項が財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、上記の財務諸表は、平成 年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の運営実績を適正に表示していないものと認めた。

記

(参 考 例)

1. 信託(保険)資産の決算額が決算事務取扱基準に適合していない。
2. 責任準備金の決算額が決算事務取扱基準に適合していない。
3. 滞納掛金に係る延滞金が全く徴収されていない。

平成 年 月 日

〇〇〇〇厚生年金基金

監事

①

監事

①